

天草のさりー利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、天草市（以下「発行者」といいます。）が株式会社まちのわ（以下「開発者」といいます。）の提供するシステム（以下「本システム」といいます。）を利用して発行する地域通貨「天草のさりー」（以下「のさりー」といいます。）をご利用になる皆様（以下「利用者」といいます。）の利用条件や規則について定めるものです。利用者は、本規約を必ずお読みのうえ、本規約に同意し、本サービスをご利用ください。

第1条（地域通貨「天草のさりー」）

- 1 天草のさりーとは、のさりー取扱店や事業所（以下「取扱店等」といいます。）において決済に利用することができ、発行者が利用者に対し発行する電磁的に記録される地域通貨のことです。
- 2 のさりーを利用することができるのは、スマートフォンアプリ（以下「アプリ」といいます。）又はマイナンバーカード（以下「カード」といいます。）のいずれかになります。
- 3 利用者は、次の各号に掲げる手段によりのさりーを取得することができます。
 - (1) 現金チャージ 発行者が設置する現金チャージ機等を利用し、利用者が現金を投入し、のさりーを取得する手段。
 - (2) 補助金等 利用者が参画する市の事業や各種補助又は助成事業等で受給する手段。
 - (3) ふるさと応援寄付返礼品 ふるさと納税制度の返礼品として受給する手段。
 - (4) 景品等 民間団体又は企業が提供又は交付し、取得・受給する手段。
- 4 のさりーの利用期限は、別途『天草市地域活性化通貨事業実施要領』で定めるものとします。

第2条（利用者登録）

- 1 利用者は、次の各号の方法により利用者として登録することでのさりーを利用することができます。
 - (1) アプリ式 のさりーのアプリをインストール後、アプリ上でのさりーを利用するスマートフォンの電話番号を含む所定の情報を本システムに反映させる方法
 - (2) カード式 のさりーの現金チャージ機上で、マイナンバーカードの券面事項入力補助用の暗証番号を入力し、氏名・住所・生年月日・性別を本システムに反映させる方法
- 2 前項の場合において、利用者は、発行者及び開発者が個人情報を取得すること及び本規約に基づき取り扱うことに同意したものとみなします。
- 3 本システムにおいて、アプリ式とカード式の利用者は別の利用者として取り扱いません。

第3条（利用手段の準備）

- 1 利用者は、のさりーを利用するために、自己の責任において利用に必要なカード、機器やソフトウェア、通信手段等をご用意されるものとします。
- 2 利用者がのさりーを利用するために要した電話料金、通信回線料金、インターネットプロバイダ利用料金などの利用料金は、利用者の負担とします。

第4条（本規約への同意）

利用者が本規約をご確認になられたか否かを問わず、のさりーの利用を開始した時点で、本規約をご理解の上、同意していただいたものとみなします。

第5条（のさりーの利用）

- 1 のさりーの利用に際し、釣銭は出さないものとします。のさりーの未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできません。但し、一部の取扱店では、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとします。
- 2 のさりーは、ビール券、ギフト券、プリペイドカード、はがき、切手及びその他換金性があり広域的に流通し得るものの購入、たばこの購入、公共料金等の支払、医療保険や介護保険等の一部負担金及び診療における費用（処方箋が必要な医薬品を含む）には使用できないものとします。
- 3 アプリ式利用者は、事前にQRコードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（利用者）及びこれらに表示されるQRコードの複製物を提示する形での商品券の利用はできません。
- 4 アプリ式利用者は、取引完了後、アプリに利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
- 5 利用に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

第6条（取引の取消し等）

取引の取消しは、利用者と取扱店等の合意により、取扱店等の規定に基づき実行されるものとし、返品等の対応は取扱店等の責任において行うものとします。

第7条（払戻し）

利用者は、第1条に規定する利用期限の内外を問わず発行者より現金による払戻を受けることはできません。但し、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものと発行者が認めた場合はこの限りではありません。

第8条（利用者の義務）

- 1 利用者はのさりー、アプリおよびカードを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならぬものとします。
- 2 利用者は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) アプリおよびカードを複製し、改変し、公衆送信すること
 - (2) アプリおよびカードを偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により取得したのさりを利用すること
 - (3) 違法又は公序良俗に反する目的でのさりの発行を受け、又は取引を行うこと
 - (4) 利用者又はその世帯員が経営する取扱店等において、商品や役務等の対価とすること
 - (5) 不当な商品や役務等の対価とし現金化すること
 - (6) 申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
 - (7) その他本規約に反すること
- 3 前項に規定するほか、商品券を不正に利用する行為（利用者その他商品券発行者が不適切と判断する行為）を利用者が行った場合又はその恐れがあると商品券発行者が認めた場合、商品券発行者及び取扱店は、利用者による商品券の利用を認めない場合があります。また、スマートフォン又はカードを紛失し、その他の理由によりのさりを第三者に利用されるなどして失った場合においても、商品券発行者は一切の責任を負わないものとします。
- 4 利用者は、本規約に違反したことにより発行者又は取扱店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
- 5 発行者は、本条に基づき実施した措置により利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。
- 6 発行者は、利用者が第2項の方法による利用によりのさりの事業に損害を与えた場合は、利用者に対し損害金を請求することができます。

第9条（個人情報等の取扱い）

発行者及び開発者は、のさりの発行又は利用に当たり取得した個人情報について、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に管理及び保護し、以下のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、のさりの発行又は利用に際し提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
- (2) ご提供いただいた個人情報は、以下の目的にのみ利用します。
 - ① のさりの運営及びサービス提供
 - ② サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - ③ 発行者及び開発者からの通知又は依頼
 - ④ 電子メール等の通知手段による情報発信
 - ⑤ 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
 - ⑥ 個人を特定できない形の統計情報として使用
 - ⑦ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3) 発行者は、利用者から取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。

- ① 共同して利用される個人情報項目
発行者がサービスに関連して取得した利用者の個人情報
- ② 利用目的
利用者からの商品券・地域通貨の発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理・利用者による商品券・地域通貨の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
- ③ 共同して利用する者の範囲
受任者、再受任者

第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 天草市暴力団排除条例（平成24年3月29日）第2条各号で定める暴力団関係者に該当すること
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、のさりーを利用することの全部又は一部を停止又は中止させることができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負いません。

- 4 前各項のに該当すると判断した場合、当該利用者の保有するのさりーは失効するものとし、払戻しはいたしません。
- 5 発行者及び開発者並びに取扱店等は、前各項により利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負いません。

第11条（利用中止）

- 1 発行者及び取扱店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者の承諾を得ることなく、又、利用者に対し事前に通知することなく、のさりーの発行及び取引の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、のさりーの全部又は一部を利用することができません。
 - (1) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合
 - (2) システムの保守・点検等によりシステムを停止する必要がある場合
 - (3) のさりーを提供するシステムの緊急な保守又は更新を行う場合。
 - (4) 火災、停電、天災などの不可抗力により、のさりーの提供が困難になった場合。
 - (5) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
 - (6) 利用者がのさりーを違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
 - (7) のさりーの利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
 - (8) その他、不測の事態により発行者がのさりーの提供が困難と判断した場合。
- 2 発行者及び取扱店は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第12条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、民法548条の4にしたがって本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、利用者に対して、本規約を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

第13条（権利義務の譲渡等）

利用者は、商品券発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第14条（地域通貨の発行及び管理に関する業務の終了）

発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疫病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、法令の改廃、制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、地域通貨の発行及び管理に関する業務の全部又は一部終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等

において掲載することにより利用者に周知する措置を講じます。

第15条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第16条（連絡、通知）

本規約の変更に関する通知その他発行者から利用者に対する連絡又は通知は、アプリ又はウェブサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

第17条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（その他）

本規約に定めるものの他、のさりの運用について必要な事項は、発行者が別に定める場合があります。

令和6年2月1日制定。